

古文書の紹介 (6)

継子を可愛がった後妻への褒美

郷土調査担当では、郷土に関する資料を幅広く調査・収集し、貴重な資料の散逸や破損を防止するよう努めています。収集した資料を保存し、活用することで、佐賀県の学術、文化の発展に寄与することを目的として業務を行っています。今回は、新たに発見された古文書の中から褒賞状について紹介します。

『御褒美御書附 写』 (図浜堤 002)

一紙文書 24.6 × 40cm

この資料は浜崎村(現在の唐津市浜玉町浜崎)の堤家に残っていた資料です。当時の浜崎村は対馬藩領で、対馬藩田代代官所(現在の鳥栖市田代上町)の出張所として浜崎役所が設けられていました。

日付は巳年となっていますので、安政4年(1857)か明治2年(1869)のいずれかの年だと思われます。

この書附には、郡令の寺崎直右衛門と平田佐賀介の連名で浜崎村に住む信右衛門の女房に鳥目一貫文の褒美を与えたことが書かれています。「鳥目」とは錢貨のことで、「一貫文」は一両の四分の一の額です。米を基準に現在の金額に換算すると、約1,000円程度となります。

褒美の理由は、信右衛門の女房は後妻で実子がありながら、前妻の子を可愛がったということです。

『浜玉町史』には、慶応3年(1867)の松浦川沿岸の大洪水によって、浜崎村の農耕地の被害が甚大であったことが記されています。その2年後の明治2年(1869)12月には農民の飢渴は最悪の状態となりました。この時、郡令であったのが寺崎直右衛門と平田収です。彼らは村々の村役を動員して暴徒を警戒し、騒動が対馬藩領であった厳原県地区に及ばぬよう努めました。

この御褒美御書附の巳年が明治2年だとすれば、洪水の被害が甚大であった最中の褒美ということになります。

なお、この資料は、10月から開催する「古文書講座」(入門者対象)のテキストの一部です。「古文書講座」へ参加希望の方は郷土調査担当までお問い合わせ下さい。 電話 0952-24-2900

濱崎村 信右衛門 女房

鳥目壹貫文

右兼心得宜同人義後妻
与相聞、先妻之娘子供有之候處
実子方も厚相親之別而睦敷
家内之折合方専ら心を用候段
相聞尤之至二付其段及沙汰為
褒美右之通與之条猶又心得方
可令連続候

右之趣以庄屋可申付候以上
巳十月廿三日 寺崎直右衛門
平田佐賀介

手代中

